長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう!!

ダメ！短納期発注!!

他の事業主との取引において、
長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わない
よう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、
他の事業主との取引を行うに当たって、
次ような取組が行われるよう企業内に周知しましょう。

❶週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
❷発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
❸発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、「労働時間等設定改善法」(※1)と「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)」(※2)に規定されています。

※1　「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにする法律です。

労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)(抄)

(事業主等の責務)
第2条　1～3(略)
4　事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、**著しく短かい期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上の必要な配慮をするように努めなければならない。**

※2　「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)とは、事業主等が労働時間の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものであって※1に基づく指針(告示)です。

労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)(平成20年厚生労働省告示108号)(抄)

2　事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置
(1)～(3)(略)
(4)　事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項
個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることになりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に等取り組むに当たっては、個々の事業主の努力でけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、**事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、**例えば、**次のような事項について配慮すること。**

イ　週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を測ること。
ロ　発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
ハ　発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

厚生労働省では、「しわ寄せ」に係る情報を把握した場合、地方経済産業局に情報提供するほか、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する中小受託取引適正化法(昭和31年法律第120号)等の違反が疑われる事案について、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っています。

労働時間等設定改善法については、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)まで